

|  |
|--|
| (1) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正について（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 1 号） ⇒別冊 p.135 |
|--|

- 5. (1)、6. 「ユニット」を「グループ」へ変更したのは、文言を統一したため。
- 5. (1) 「ただし、乳児院は（中略）ことができること。」を加えたのは、「小規模化等の手引き」にて示された内容を反映し、乳児院での小規模グループケアの要件緩和を目的に改定した。（「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ、平成 24 年 9 月） p.29 参照）  
[[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/121001\\_honbun.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/121001_honbun.pdf)]
- 6. 「管理宿直等職員 1 名は、非常勤職員であり、」を「管理宿直等職員（非常勤可）」と改定した意味は、複数配置及び常勤職員の配置も可であることを明確にするためである。これは、『「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」に関する Q & A について』（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課指導係長措置費係長事務連絡文書、平成 24 年 5 月 29 日）[本紙 p.4 に掲載] の内容を反映したものである。また、管理宿直等職員は「等」とあるように、宿直要員だけでなく補助要員としても良いとしている。また、管理宿直は一人で 2 か所までは兼任しても良いとしている。
- 8. 経費の項目において「…基づき、別に定める保護単価を適用する」を「…によるもの」に変更したのは、従来局長通知として別途定めていた保護単価が、平成 24 年度より交付要綱へ一元化されたため、文言の整理を行ったもの。
- 9. (3) の小規模グループケアの 3 か所以の指定要件の (イ) の項目において「し、」を削除したのは、ファミリーホームの 2 か所以上開設が前提となるかのような誤解を与えるため、文言を整理したもの。なお本項は、これら内容を含む計画の策定（実施期限は不要）を求めるものであり、その内容の実施を求めるものではない。（「全国児童福祉主管課長会議」（平成 24 年 2 月 27 日）説明資料 p.319 参照）  
[<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023yot.html>]
- 9. (4) 「また、平成 23 年度において実施している小規模なグループによるケアについては、当局家庭福祉課長と協議して適当と認められるときは、1 本体につき小規模グループケアを 6 か所まで指定することができるものであること。」を削除したのは、小規模グループケアを多く実施している東京都の専門機能強化型児童養護施設等との整合性を図るために、23 年度は特別措置をとったため、下線のようにした経緯があり、今回削除した。
- 9. (5)、⑤において「小規模グループケア全体で」を入れた意味は、「小規模化等の手引き」において、各グループの児童数変動の柔軟な運用が示され、個々の小規模グループケア単位では、在籍児童 5 人以上の要件は問わないこととされたものを反映したもの。（「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ、平成 24 年 9 月） p.12 参照）

※小規模グループケアを開設するときは児童定員 6～8 名を満たしておくことが必要ですが、その後の運用では 1 ホーム 3 名、4 名、5 名等に柔軟に変動して運用することが出来ると致しました。

(2) 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 2 号） ⇒別冊 p.146

- 6. 職員の配置に置いて、(2)「必要に応じ、…」を削除したのは、いくつかの自治体より必要がなければ配置不要であるか、厚生労働省への問い合わせを受けたため、経費について3名分が手当されていることから、3名配置を明確にしたものである。
- 8. 経費において、「…基づき、別に定める保護単価を適用する」を「よるもの」と変更したのは、従来局長通知として別途定めていた保護単価が、24 年度より交付要綱へ一元化されたため、文言の整理を行ったものである。

(3) 「児童家庭支援センターの設置運営等について」の一部改正について（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 5 号） ⇒別冊 p.217

- 「退所者等アフターケア事業実施要綱」の4事業内容(2)退所後の支援②「職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと」を「進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等」について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。」に改定したのは、下記の「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」との目的を整理したため。

(4) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の実施について（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 6 号） ⇒別冊 p.228

- 安心子ども基金から本予算へ組み替えて、このたび児童家庭局長通知として発信したものである。
- 経費補助内容については変更していない。補助率国 1/2 都道府県 1/2
- 各都道府県（政令市、児相設置市）に1ヵ所を想定している。
- これまで安心子ども基金として実施してきたが、研修実施の効果等については、現在検証する仕組みはない。
- 「退所児童等アフターケア事業」と重なる部分もあるが、同事業は主に社会的養護の当事者の就労支援事業に特化し、「退所児童等アフターケア事業」については、主として退所（前）児童の生活支援や児童同士の当事者活動に関する自立支援を目的（就業支援を不可としているわけではない）とし、主に就業支援を目的とする本事業とは分けて整理し、両事業が連携して退所者（児童）の自立支援を行っていくとした。[本紙 p.3 下段参照]

(5) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について（平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 7 号） ⇒別冊 p.231

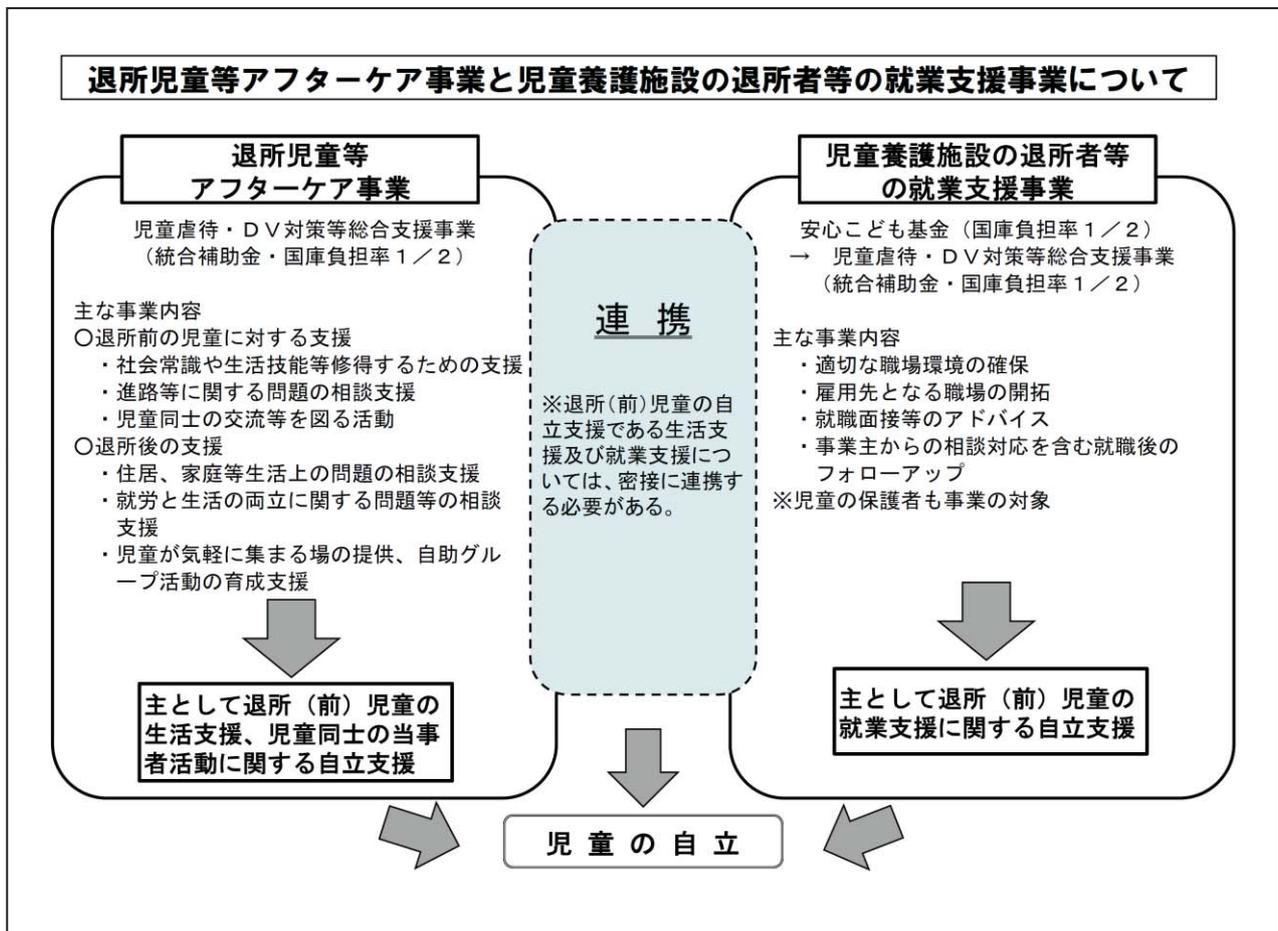
- 安心子ども基金から本予算へ組み替えて、このたび児童家庭局長通知として発信したものである。

- 経費補助について変更していない。補助率国1/2 都道府県1/2
- 各都道府県として申請し、国が交付決定する。
- 本事業は国内研修を想定している。事業内容は、短期研修がほとんどである。
- 研修調整機関に研修コーディネーターを配置する。調整機関事務費加算として、298万8千円が定められている。当該加算は、他の補助金の対象でない限り、都道府県が認めた委託先への支出が可能である。委託先について都道府県が認める限り、特別な定めはない。
- これまで安心こども基金として実施してきたが、研修実施の効果等については、現在検証する仕組みはない。

①今回改正された小規模グループケアの要件等についての周知と運用を生かしていただきたいこと②児童養護施設の退所者等の就業支援事業の実施について、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の実施について、今年度からの実施について都道府県、指定政令都市ごとにご確認いただくようお願いいたします。

今後、これまで国から発信されている通知等についても検討していきたいと思っておりますので、要望やご意見等があれば全養協へお寄せください。

文責 武藤素明（全養協制度政策担当副会長）



全国児童福祉主管課長会議資料(平成25年3月15日)より抜粋

## 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」に関するQ&A

- Q 1) 今年度からすべての小規模グループケアごとに管理宿直等職員を加配することとした理由如何。
- A 1) 小規模グループケアについては、昨年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」において、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなっていることから、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要であるとしている。
- このため、平成24年度予算において管理宿直等職員をすべての小規模グループケアに配置できる予算措置を講じ、勤務条件の改善を図ったものである。
- Q 2) 管理宿直等職員の業務については、管理宿直及び繁忙時間帯の家事支援しか認められないのか。
- A 2) 管理宿直等職員の業務については、管理宿直業務、繁忙時間帯の家事支援に限らず、その他補助業務として小規模グループケアに係る広範な業務を行うことができる。
- Q 3) 各小規模グループケアごとに管理宿直等職員を配置しなければいけないのか。  
また、管理宿直等職員は、非常勤職員しか認められないのか。
- A 3) 原則、各小規模グループケアごとに管理宿直等職員1名分を配置する必要がある。これは、非常勤職員1人分であるので、例えば、宿直を行う職員と家事支援を行う職員1名ずつに分けることも可能である。
- また、管理宿直等職員については非常勤職員としているが、子どもの処遇の観点から、1小規模グループケアごとに常勤職員を配置することも差し支えない。
- Q 4) 1本体施設において、小規模グループケアを複数か所実施する場合、非常勤職員を複数名配置する代わりに、常勤職員を1名配置することは可能か。
- A 4) 原則、小規模グループケアごとに管理宿直等職員を1名分配置する必要がある。ただし、本体施設の隣接した2ユニットで管理できる構造となっており、2ユニットで7人(3人×2ユニット+1人)の職員で週1回宿直1人の体制を取る場合、2ユニット分の非常勤職員の経費をもって、常勤職員1人を配置し、2ユニット分の管理宿直等職員を兼務することは差し支えない。